



長野県報

8月18日(木)
令和4年
(2022年)
第331号

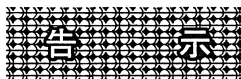
目次

告示

| | |
|---------------------------------------------|---|
| 行政書士法に基づく公開の聴聞(市町村課)..... | 1 |
| 生活保護法に基づく医療機関の指定(地域福祉課)..... | 2 |
| 生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の名称等変更の届出(地域福祉課)..... | 2 |
| 生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務廃止の届出(地域福祉課)..... | 2 |
| 生活保護法に基づく施術者の指定(地域福祉課)..... | 3 |
| 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく喀痰吸引等業務を行う者の登録(介護支援課)..... | 3 |
| 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(森林づくり推進課)..... | 3 |
| 保安林の指定施業要件の変更(3件)(森林づくり推進課)..... | 4 |

公告

| | |
|-------------------------------|---|
| 都市計画事業の事業計画の変更認可(生活排水課)..... | 5 |
| 土地改良区の定款変更の認可(農地整備課)..... | 6 |
| 開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課)..... | 6 |



長野県告示第450号

行政書士法(昭和26年法律第4号)の規定に基づく行政処分について、同法第14条の3第3項及び第5項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行います。

令和4年8月18日

長野県知事 阿部 守一

- 日時
令和4年8月25日(木) 午前10時
- 場所
長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県庁 議会棟第1特別会議室
- 被聴聞者
(1) 氏名
今井 栄
(2) 行政書士名簿に登録されている事務所の所在地
佐久市猿久保448-8

市町村課

長野県告示第451号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

令和4年8月18日

長野県知事 阿部 守一

1 病院、診療所又は薬局

| 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|----------------|----------------|----------|
| 大塚歯科医院 | 東御市田中92 | 令和3年9月1日 |
| 諏訪矯正・予防歯科4S | 諏訪市大字中洲421番地 | 令和4年6月1日 |
| 平林医院 | 岡谷市本町2-5-2 | 令和4年6月1日 |
| いいやまファミリークリニック | 飯山市大字静間2091番地2 | 令和4年6月1日 |

2 指定訪問看護事業者等

| 名称 | 主たる事業所の所在地 | 訪問看護ステーション等の名称 | 訪問看護ステーション等の所在地 | 指定年月日 |
|--------------|------------------|-----------------|------------------------------|----------|
| 株式会社ファーストナース | 東京都港区新橋2丁目12番16号 | 訪問看護ステーションあやめ千曲 | 千曲市寂蒔1036-2 第2 ハイツ山本201号室 | 令和4年7月1日 |

地域福祉課

長野県告示第452号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、指定を受けた医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

令和4年8月18日

長野県知事 阿部 守一

| 名称 | 主たる事務所の所在地 | 訪問看護ステーション等の名称 | 訪問看護ステーション等の所在地 | 変更事項 | | 変更年月日 |
|-----------|--------------------|-------------------------|-------------------|--------------------|--------------------|------------|
| | | | | 新 | 旧 | |
| 株式会社ニチイ学館 | 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地 | ニチイケアセンターおかや 訪問看護ステーション | 岡谷市長地権現町1-7-26 | 主たる事務所の所在地 | | 令和4年6月27日 |
| | | | | 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地 | 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 | |
| 辰野町 | 上伊那郡辰野町中央1番地 | 辰野町訪問看護ステーション | 上伊那郡辰野町大字辰野1445-5 | 訪問看護ステーション等の所在地 | | 平成24年10月1日 |
| | | | | 上伊那郡辰野町大字辰野1445-5 | 上伊那郡辰野町伊那富2681-1 | |

地域福祉課

長野県告示第453号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

令和4年8月18日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

| 名 称 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|----------------|---------------------|-----------|
| 医療法人三和会 田村医院 | 小諸市市町1-2-29 | 令和4年4月28日 |
| 佐々木歯科医院 | 北佐久郡御代田町大字御代田3911-7 | 令和4年5月31日 |
| 諏訪矯正・予防歯科4S | 諏訪市大字中洲421番地 | 令和4年5月31日 |
| 大塚歯科医院 | 東御市田中90 | 令和3年8月31日 |
| いいやまファミリークリニック | 飯山市大字静間2091番地2 | 令和4年5月31日 |

地域福祉課

長野県告示第454号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

令和4年8月18日

長野県知事 阿部 守一

1 施術者又は助産師

| 氏 名 | 住 所 | 指 定 年 月 日 |
|-------|----------------|-----------|
| 山田 航 | 安曇野市三郷温4373-22 | 令和4年7月5日 |
| 西澤 孝仁 | 飯山市飯山5292-1 | 令和4年7月1日 |

2 施術所又は助産所

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-----------|-------------|-----------|
| 光訪問マッサージ | 上田市常田3-8-4 | 令和4年7月5日 |
| N-fit 整骨院 | 飯山市飯山5292-1 | 令和4年7月1日 |

地域福祉課

長野県告示第455号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3の喀痰吸引等業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

令和4年8月18日

長野県知事 阿部 守一

(登録喀痰吸引等事業者 介護老人保健施設)

| | | | |
|------------|--------|----------------|-----------|
| 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 登録した年月日 |
| 社会福祉法人 賛育会 | ゆたかの | 長野県長野市豊野町豊野634 | 令和4年8月16日 |

介護支援課

長野県告示第456号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年8月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上水内郡小川村（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
小川村（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第457号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。
令和4年8月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊那市高遠町藤沢6877の1、6877の13、6877の19
 - 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第458号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。
令和4年8月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
茅野市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の

ものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び茅野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第459号

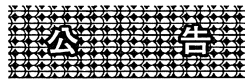
森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。

令和4年8月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
松川町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水害の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課



公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年8月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画事業の種類及び名称
安曇野都市計画下水道事業
犀川安曇野流域下水道
- 2 施行者の名称
長野県
- 3 事務所の所在地
長野県犀川安曇野流域下水道事務所（安曇野市豊科田沢6709）
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし